

復員券第八二号

兩西諸島向け遺骨の件

昭和廿五年三月七日

引揚援護艦復員局復員課長

殿

首題の件先致写を送付した二月六日一復第三、三〇九号の通り申請中の所別紙の通り指令があつた。

目下復員局、外務省、船舶運管会間に於て積出港及積込日について検討中であるが未だ決定に到らない。積出港は指令には「佐世保」とあるが變更方申請することもあり得ると考えられるし、向決字から積込み迄には指令にある通り少くも十五日間の余裕があるのであるから遺骨は現在地に於て待期の姿勢にあらしめ後命を待たれたい。

通知先 熊本、鹿兒島世話課

参考 西復、佐世保援護局復員課、二復

54

AGG-14、三三(五)二、九(GD)
SOAPIN七(九)IA

首題、死亡した琉球人の遺骨及遺留品の船積の件

参考

(イ) 外務省発一九五〇年二月九日附第二五四號(OP)、首題「死

亡した琉球人の遺骨及遺留品と琉球に船積する件」

(ロ) 総司令部発日本政府宛書、一九四七年三月二十九日附AGG-1

四、三三(四)七、三、二九(GD)SOAPIN三五二七IA首

題「死亡した琉球人の遺骨及遺留品の処理の件」

之日本政府は(イ)に引用した遺骨を佐世保に集めよ。各別の名簿

を左記事項に示すやうに沖縄及奄美大島に船積される遺骨に三週

宛作製せよ。各名簿一通は各船に配付するものである。船積の少

くとも十五日前に各名簿二通は、船名、佐世保出港予定日及琉球

到着の予定日等の諸元と共に、通信單總司令部宛に提出せよ。

3. 日本政府は琉球行きの便船に適宜余積を配当するやうに在日本商船運管局と協議せよ。

4. 遺骨は琉球島の軍政部に交付し、次の諸港に引渡すものである。

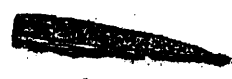
1. 那覇——奄美大島を除き琉球諸島全島の住民

2. ナゼ（奄美大島）——奄美大島の住民

5. 船積證は参照ノの口の第4號第5項に指示したやうに作製実施せよ。

6. 石の遺骨及遺留品は梱包を丁寧にし、交付に先立ち充分に注意せよ。

依
命



陸軍

AGS (M) 19 (G) B

陸軍

AGORN、三三(七七、三、二九)OD

(SODAPIH-三三二七-A)

O、L、O、經由日本政府宛覚書

首題、死亡した沖繩人の遺骨及遺留品の処分の件

一九四六年十二月五日附、L、O、船務輪船号六四三五(ロ)

首題「死亡した沖繩人の遺骨及遺留品の遺送許可申請」参照。

2. 首題の遺骨及遺留品は佐世保に集め、死亡者の完全なる各簿三部を作製せよ。右の一部は遺骨及遺留品に添付し他の二部は連合軍司令官宛に送附のこと。

3. 右の処置完了の上は、日本政府は琉球島沖繩への最初の便船の余積を利用し得るやうに日本商船運管局と協定せよ。

4. 遺骨及遺留品は琉球島の軍政官に交附せよ。

船積証は適宜左のやうに作製せよ。

イ. 四通は船長に、内二通は船長により死亡者名簿と共に琉球島軍
政官又は其代理者に交附

ロ. 三通は連合軍司令官に再送附のため日本政府へ。

5. 琉球島軍政官又は其代理者の受領した船積証二通は報告用のため
に第八軍司令官に送附するものである。

6. 遺骨及遺留品は交附に先ち、嚴重に保管すること。

代 理

軍務局長

ジョン、ビー、クリーリー大佐

A),
A+),
and the
urns and
to the
for the
tems are

受領証

沖繩の分

一 死没者名簿(昭20.1.1 熊平 邦民生印世注簿複製) 貳部

二 荷持証目録(昭25.1.23 熊平 邦民生印世注簿複製) 参部

奄美大島の分

一 死没者(遺骨)名簿 貳部

二 持高目録(昭25.24 辰世長製) 参部

三 遺留品名簿 貳部

右 受領す

昭和二十五年三月

日

林務局長 渡根 誠

事務官

復互内 杉本 幸次郎 宛